## 相続よもやま話

# ・相続法制の見直し(その1)

## 弁護士 梶

## 第1 はじめに

法律案を国会に提出するにあたり、様々 として、民法の改正がなされたのですが、 や配偶者保護の観点から相続法制の見直 な改正が社会に及ぼす影響に対する懸念 の決定が出されました。この決定を契機 嫡出でない子の相続分を嫡出子の2分の しの必要性が問題提起されました。 1と定めていた規定が憲法に違反すると 平成25年9月に、最高裁判所において

1

改正前

(相談例

配偶者の居住権を法律上保護するための が死亡した場合に、相続人である他方の 見直しが検討されている「配偶者の一方 非嫡出子の相続分についての民法改正と 検討を重ねています。そこで、本稿では、 グチームを設置し、相続法制についての これを受けて法務省では、ワーキン

> であるEがいます。 父の相続財産は Dがおり、父とDとの間には、嫡出子 れています。父には、婚姻関係にある 係がありませんでしたが、私は認知さ せん。私の母(C)は、父とは婚姻関

3600万円ですが、私の法定相続分

措置」について概要をお話します。

2

## 第2 平成25年9月4日最高裁大法廷 違憲決定 - 非嫡出子の法定相続分

りでした もと各相続人の相続財産取得額は次の通

年)に亡くなりました。遺言はありま

私(A)の父(B)が本年(平成27

#### 相続人 Е D $\mathsf{C}$ Α 法定相続分 0 2/6 1 2 6 財産取得額 1200万円 800万円 600万円 0円

はどのようなるのでしょうか。

でない子の相続分は、嫡出である子の相 900条4号ただし書きにおいて「嫡出 相続分ですが、平成25年9月4日の最高 裁大法廷違憲決定が出るまでは、民法 を非嫡出子といいます。非嫡出子の法定 相談例のような婚外子のAさんのこと

続分の2分の1」とすると規定されてい そうすると、相談例では法定相続分の

> について、平成25年9月4日最高裁大法 ていたものというべきである」と判断し 月当時において、憲法14条1項に違反し 4号ただし書)は、遅くとも平成13年7 廷決定では、「本件規定(民法900条 以上のような、非嫡出子の法定相続分 違憲判断の内容と改正法の概要

として改正後の規定は、平成25年9月5 相続分を同じにしました。この改正法は、 出子の相続分を嫡出子の2分の1と定め 民法の一部を改正する法律が成立し、民 日以降に開始した相続について適用され 公布の日に施行されましたが、経過措置 た部分が削除され、嫡出子と非嫡出子の 法900条4号ただし書のうち、非嫡 この決定を受けて、平成25年12月5日

ることとなりました。

確定的なものとなった法律関係に影響を ある」と判断しています。 及ぼすものではないと解するのが相当で 遺産の分割の協議その他の合意等により 憲判断は、…本決定までの間に開始され 遍的な要請との調和から、「本決定の違 てされた遺産の分割の審判その他の裁判 た他の相続につき、本件規定を前提とし 東性と法的安定性という法に内在する普 なお、 同決定では、 決定の事実上の拘 ます。

ては、 ど確定的なものとなった法律関係を除い 平成13年7月1日以後に開始した相続の なものとして扱われことになります。 うち、すでに遺産分割が終了しているな 断の先例としての事実上の拘束力により したがって、 嫡出子と被嫡出子の相続分が同等 最高裁判所による違憲判

#### 3 相談例への回答

るBが亡くなっていますので、 法が適用され、相続分は先のようになり 相談例では、平成27年に被相続人であ 当然改正

## 第 3 被相続人の配偶者の居住権の保護

#### 1

の保護について考えてみましょう。 となっている被相続人の配偶者の居住権 次に、現在相続法制において検討課題

(相談例)

み続けたいのですが、子供たちは家を は、 ます。遺言はありません。法定相続人 売却することを主張しています。 います。私は、これからもこの家に住 ました。私は、夫名義の家に住んでい であるFが、平成27年11月に亡くなり 私(E)は、 私の他に息子(G)と娘(H)が 現在70歳です。私の夫

#### 2 問題の所在

期間にわたり婚姻関係を継続してきた他 方の配偶者は、それまで居住してきた建 人)が死亡した場合には、 本件のように、配偶者の一方 被相続人と長 (被相続

あって、

間は、

る必要性は高いものと考えられます。 は、このような配偶者の居住権を保護す 的にも大きな負担となります。高齢化社 が高齢者であるような場合には、それま です。特に、 生活を立ち上げることは精神的にも肉体 で住み慣れた居住建物から離れて新しく 物に引き続き居住を希望することが通常 会の到来が問題となっている近時において 相続人である他方の配偶者

3 判例及びその問題点

ŧ て、 被相続人と右同居の相続人との間におい が相続開始前から被相続人の許諾を得て 平成8年12月17日判決(民集50巻10号 してきたときは、特段の事情のない限り、 遺産である建物において被相続人と同居 2778頁)では、 以上のような問題に対して、 被相続人が死亡し相続が開始した後 遺産分割により右建物の所有関係が 「共同相続人の一人 最高裁

の時から少なくとも遺産分割終了までの る旨の合意があったものと推認されるので 最終的に確定するまでの間は、 右同居の相続人にこれを無償で使用させ 被相続人の地位を承継した他の相 被相続人が死亡した場合は、 引き続き Z 検討がなされています においては、

る。」と判示されています。 借主とする右建物の使用貸借契約関係が 続人等が貸主となり、右同居の相続人を 存続することになるものというべきであ

す。 者は、 期的な居住権が保護されることになりま 該当する限り、相続人である他方の配偶 この判例によれば、判示された要件に 遺産分割が終了するまでの間の短

い事態が生じ得ることになります。 配偶者の短期的な居住権すら保護されな のであるため、 当事者間の合理的意思解釈に基づくも は異なる意思を表示していた場合等には、 しかし、この判例法理は、 被相続人が明確にこれと あくまでも

継続することも珍しくはありません。 偶者が何十年も長期間にわたって生活を 国民の平均寿命が延びている現代社会 被相続人の死亡後、その配

望する配偶者の居住権を強化するための そこで、現在の居住環境での生活を希

## 現行法下での救済方法の検討

在の居住環境での生活を希望する場合に ところで、現行法下では、 配偶者が現

するといった方法が考えられます。 他の相続人との間で賃貸借契約等を締結 するか、②その建物の所有権を取得した しか

①の方法によろうとしても、

配偶者

ことになります。 る者との間で賃貸借契約等が成立するこ る場合には、その建物の所有権を取得す た問題が生じます。また、②の方法によ ません。例えば、 することが保証されているわけではあり が遺産分割によりその建物所有権を取得 なければそもそも居住権は確保されない とが前提となりますので、契約が成立し にはそのような資金が用意できないといっ い取る必要が生じた場合に高齢の配偶者 他の相続人の持分を買

## 5 対応策の検討

では、配偶者の居住権を保護するため

規定する場合には、

被相続人が遺言等で

るようにするための方策がそれぞれ検討 の方策と、遺産分割終了後にも被相続人 が所有していた建物への居住を継続でき までの間の短期的な居住を保護するため これについては、遺産分割が終了する

されています。

は

①配偶者がその建物の所有権を取得

期的な居住権の保護 (1) 遺産分割が終了するまでの間の短

## 短期居住権

されています。 居住権という権利を設定することが検討 短期的な居住を保護するためには、 まず、 遺産分割が終了するまでの間の 短期

することができる、② ①の権利を取得し 許諾を得て相続開始の時に遺産に属する 建物の帰属が確定するまでの間、 協議又は遺産分割の審判等によって当該 建物に居住していた場合には、 たことによって得た利益については、 き無償でその建物を使用する権利を取得 者が遺産分割において取得すべき財産の額 (具体的相続分額)に含めない、③ ①に 具体的には、 ①配偶者は、被相続人の 遺産分割 引き続 配偶

問題点を踏まえてどのようなことが ものです。 その建物を使用することができるといった は、一定期間 配偶者以外の者にその建物を取得さ せる 旨を定めていたときであっても、 (例えば1年間)は無償で 配偶者

検討されているのでしょうか。

れているのは、 このような短期居住権の設定が検討さ 前記判例法理に委ねるの

> では、 す。 の保護として不十分な場合があるからで 事案によっては、 短期的な居住権

#### 1 短期居住権の問題点

事案によってかなり異なることとなるため、 割協議に必要となる期間は財産の多寡等 を設けること。)について検討されていま 権については、遺産分割協議等が長期化 が指摘さています。 に害することにならないかという問題点 とになるため、他の相続人の利益を不当 遺産である居住建物に住み続 けられるこ 割が終了するまでの間」とされています 間については、 存続期間の上限を定めることは困難であ す。もっとも、この点については、遺産分 んだ場合には、その間、 了していない場合の存続期間について上限 した場合の対応(例えば、遺産分割が終 配偶者が取得する短期居住権の存続期 遺産分割に関する協議が長期間に及 「相続開始時から遺産分 そのため、短期居住 配偶者が無償で

といった指摘がされています 議に通常要する期間や遺産分割事件の審 り、上限を定める場合には、遺産分割協 理期間等の実態を考慮する必要がある等

また、被相続人が相続させる旨の遺言

取得させる旨を定めていた場合であって をどの程度のものとするかについてもさら ることが想定されていますが、この期間 等によって配偶者以外の者に居住建物を 一定期間は配偶者の居住権を保護す

なる検討が必要であるとされています。 っています。 が負担すべきであるとの意見が多数とな 解されていることから、居住する配偶者 法第595条第1項)に含まれるものと は借主が負担する「通常の必要費」(民 約においても、固定資産税等の公租公課 続人に酷な面があることや、使用貸借契 担しなければならないとするのは他の相 ことができないのに、公租公課だけは負 の建物の使用、収益及び処分を一切する ています。この点については、 負担をどうするかという問題も検討され められる場合に、居住建物の公租公課の \*その他の問題として、短期居住権が認 人は配偶者が短期居住権を有する間はそ 他の相続

るための方策 (2)配偶者の居住権を長期的に保護す

## ア 長期居住権

の所有していた建物への居住を継続する 遺産分割終了後にも配偶者が被相続人

ものと扱うこととするというものです。 の財産的価値に相当する金額を相続した の建物の使用を認めることを内容とする の権利を取得した場合には、配偶者はそ ことができるようにする、② 配偶者が① 法定の権利(以下「長期居住権」という。) おいて、配偶者にその権利を取得させる を新設し、遺産分割の協議又は審判等に として、遺産分割終了後にも配偶者にそ 居住していた被相続人所有の建物を対象 具体的には、①配偶者が相続開始の時に な方策を講ずることが検討されています。

## 長期居住権の問題点

借権やそれに類似する債権)とする見解 使用権限を有する法定の債権 があります。これについては、居住建物の や用益物権とする見解があります。 いてどのようなものとするかという議論 そもそも、長期居住権の法的性質につ (法定の賃

例えば、 する必要があります。この点については、 権の財産的評価をする方法について検討 たものと扱うこととする場合、 その財産的価値に相当する金額を相続し 次に、長期居住権を取得した配偶者は 配偶者が自己の相続分によって 長期居住

> 賃借権類似の権利を取得し、かつ、その えられています。 たのと同様の財産的評価をすることが考 存続期間について賃料相当額の前払をし

ことができるようにするため、次のよう

\*その他の問題として様々な問題が指摘 されています。

なり、 均衡が生ずることにもなりかねないとい 財産がないような場合には、 場合でも長期居住権を取得することがで 評価額が配偶者の具体的相続分を超える くを占めています。 った問題点があるため消極的な意見が多 分配につき他の相続人との間で著しい不 分だけ他の相続人の相続分が減ることに すべきでないかについて検討されました。 産の中から財産を取得するにとどまると しかし、このような方策によると、その てですが、配偶者は長期居住権の財産的 配偶者の法定相続分との関係等につい 他の相続人は、長期居住権以外の遺 特に 当該建物以外に見るべき相続 相続財産の

税等を負担すべきであるとの意見が多く 偶者が居住建物及びその敷地の固定資産 いては、 公課を誰が負担するのかという問題につ また、居住建物の固定資産税等の公租 短期居住権と同様の理由で、 配

さらに、例えば、

の点については、

合には、建物所有者の承諾を要件とすべ 偶者が長期居住権を第三者に処分する場

を認めることとすべきか否かについては、 場合には他の相続人に優先してその取得 先権を無条件に認めると、居住建物の所 意見が多数ですが、 配偶者に優先権を認めるべきであるとの 配偶者が長期居住権の取得を希望した 他方で、 配偶者に優

有権を取得する相続人の利益との衝突が

を占めています。

遺産分割において、

する必要が生じた場合のように、遺産分 認めるべきか否かが検討されました。 策として、配偶者に長期居住権の処分を その後に体調が悪化して養護施設に入所 配偶者が終身の長期居住権を取得したが、 割終了後に事情変更が生じた場合の対応 居住建物の所有者は建 2

いこととされていること(民法第594 利を譲渡し、又は転貸することはできな 物の使用者がどのような者であるかにつ きであるとの意見が出されています。 条第2項、第612条第1項)から、配 れにおいても貸主の承諾を得ずにその権 上は使用貸借契約及び賃貸借契約のいず いて重大な利害関係を有しており、民法

問題となります。そこで、優先権を認め るとしてもその範囲を限定すべきである

との指摘がされています。

#### 第 4 最後に

います。 かった問題点についてもお話ししたいと思 が出されたことを契機として、様々な現 めていた規定が憲法に違反するとの決定 ない子の相続分を嫡出子の2分の1と定 行相続法制の見直しが提起されています。 次に機会があれば、 最高裁において、平成25年9月嫡出で 本稿で検討できな

(著者略歴)

梶 三郎 (仮名)

東京弁護士会

(取扱い分野)

倒産事件、 現在、 の経験を有する。 年後見等の家事事件などについても多数 ンス等)を中心に取り扱っている。その他 契約問題、労働問題、コンプライア 企業における様々な法律問題 建築紛争、 相続・遺言・成